

# 第1 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)



平成19年分から給与所得の源泉徴収票の様式が変わります。  
変更箇所は、次のとおりですので、記載誤り等がないようにご注意ください。

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(住所)フリガナ	(電話番号)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額
国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	配当所得	配当所得	配当所得
地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料
住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除可能額
年末調整	年末調整	年末調整	年末調整	年末調整
支払者	住所(店名)又は所在地	氏名又は名称	(電話)	

- ・地震保険料控除創設に伴い、
  - ① (旧)「損害保険料の控除額」欄 ⇒ (新)「地震保険料の控除額」欄
  - ② (旧)「長期損害保険料の金額」欄 ⇒ (新)「旧長期損害保険料の金額」欄に改訂されました。

- ① 定率減税の廃止に伴い、「年調定率控除額円」が削除されました。
- ② 年末調整において所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除がある場合、「住宅借入金等特別控除可能額」を摘要欄に記載することとされました。

## 1 提出する必要がある者

平成19年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与(以下「給与等」といいます。)を支払った者です。

### 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1) 法人(人格のない社団等を含みます。)の役員(取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者)及び現に役員をしていなくても平成19年中に役員であった者	平成19年中の給与等の支払金額が <b>150万円</b> を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等(所得税法第204条第1項第2号に規定する者)	平成19年中の給与等の支払金額が <b>250万円</b> を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	平成19年中の給与等の支払金額が <b>500万円</b> を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 平成19年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成19年中の給与所得に対する源泉所得税額の徴収の猶予又は還付を受けた者 平成19年中の給与等の支払金額が <b>250万円</b> を超えるもの ただし、法人の役員の場合には <b>50万円</b> を超えるもの ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者 全部
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者(月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等)	平成19年中の給与等の支払金額が <b>50万円</b> を超えるもの

(注) 受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」及び市区町村に提出する「給与支払報告書」については、**3 その他の注意事項**を参照してください。



2 各欄の記載要領

平成19年分 給与所得の源泉徴収票




①	支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)	氏名
					(フリガナ)
					(役職名)
②	種別	③ 支払金額	④ 給与所得控除後の金額	⑤ 所得控除の額の合計額	⑥ 源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円
⑦	控除対象配偶者の有無等	⑧ 配偶者特別控除の額	⑨ 扶養親族の数(配偶者を除く)	⑩ 障害者の数(本人を除く)	⑪ 社会保険料等の金額
	有 無 等	円	特 定 老 人 其 他	特 別 其 他	円
			人 内 人 内 人 内	人 内 人 内	円
⑫					⑬ 生命保険料の控除額
					円
					⑭ 地震保険料の控除額
					千円
					⑮ 住宅借入金等特別控除の額
					円
⑯	住宅借入金等特別控除可能額	円	国民年金保険料等の金額	円	⑰ 受給者の合計所得
					千円
					⑱ 個人年金保険料の金額
					千円
					⑲ 旧長期損害保険料の金額
					千円
⑳	未成年者欄	乙欄	本人が障害者その他	寡一般	寡特別
				勤労学生	死に退職
					災害者
				外国人	中途就・退職
					就職 退職 年 月 日
					19 年 月 日
㉑	住所(居所)又は所在地	受給者生年月日			
		明 大 昭 平 年 月 日			
㉒	支払者氏名又は名称	(電話)			

(注) ①～⑱欄の記載すべき事項を次表において説明しています。

記入欄名	記載すべき事項
<p>① 支払を受ける者</p>	<p><b>【住所又は居所】欄</b></p> <p>受給者の平成20年1月1日(中途退職者は、退職時)現在の住所又は居所を確認して記載してください。</p> <p>なお、同居又はアパートなどに住んでいる者については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。</p> <p>(注) 租税条約に基づいて課税の免税を受けている者については、その者から提出された条約に関する届出書を基にして、外国における住所を記載してください。</p> <p><b>【氏名】欄</b></p> <p>必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名(例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等)を、役員でない場合にはその職務の名称(経理課長、営業係等)を併記してください。</p> <p>(注) 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。</p>
<p>② 種別</p>	<p>俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。</p>
<p>③ 支払金額</p>	<p>平成19年中に支払の確定した給与等(中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。)の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。</p> <p>ただし、賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めないで記載してください。</p>
<p>④ 給与所得控除後の金額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>年末調整をした受給者のみ記載してください。</p> </div>	<p>「平成19年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。</p>
<p>⑤ 所得控除の額の合計額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>年末調整をした受給者のみ記載してください。</p> </div>	<p>給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。</p> <p>(注) 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。</p>

記入欄名	記載すべき事項
<p>⑥ 源泉徴収税額</p>	<p><b>【年末調整をした給与等】</b>            年末調整をした後の源泉徴収税額</p> <p><b>【年末調整をしない給与等】</b>            平成19年中に源泉徴収すべき税額の合計額            ただし、災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。            (注) 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき税額を徴収していないときは、その未徴収税額を内書してください。</p>
<p>⑦ 控除対象配偶者の有無等</p>	<p><b>【有】、【無】欄</b>            主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をしたかどうかを○印で表示してください。</p> <p><b>【従有】、【従無】欄</b>            従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をしたかどうかを○印で表示してください。</p> <p><b>【老人】欄</b>            控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に○印で表示してください。</p>
<p>⑧ 配偶者特別控除の額</p> <div data-bbox="108 840 424 918" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>年末調整をした受給者のみ記載してください。</p> </div>	<p>「給与所得者の配偶者特別控除申告書」に基づいて控除した配偶者特別控除額を記載してください。            (注) 所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合又は76万円以上の場合には配偶者特別控除は受けられません。</p>
<p>⑨ 扶養親族の数(配偶者を除く)</p>	<p><b>【特定】欄</b>            特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。            左の欄には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください</p> <p><b>【老人】欄</b>            老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。            左の欄の点線の右側には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、点線の左側には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p><b>【その他】欄</b>            特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族がいる場合には、次により記載してください。            左の欄には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族の数を、右の欄には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族の数を記載してください。</p>
<p>⑩ 障害者の数(本人を除く)</p>	<p><b>【特別】欄</b>            点線の右側には、特別障害者の数を、点線の左側にはそのうち同居する特別障害者の数を記載してください。</p> <p><b>【その他】欄</b>            特別障害者以外の障害者の数を記載してください。</p>
<p>⑪ 社会保険料等の金額</p>	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。            (注)1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額から控除した社会保険料等の金額を含みます。            2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書してください。            ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法に基づく個人型年金の加入者掛金及び地方公共団体が行ういわゆる心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を含みます。</p>



記入欄名	記載すべき事項
<p>⑫ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  年末調整をした受給者のみ記載してください。         </div>	<p>「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。</p>
<p>⑬ 住宅借入金等特別控除の額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  年末調整をした受給者のみ記載してください。         </div>	<p>年末調整の際に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて控除した住宅借入金等特別控除の額を記載<sup>(注)</sup>してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注) 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」により計算した住宅借入金等特別控除額が、算出税額を超える場合には、算出税額を限度に記載します(※)。          ※ ここでいう算出税額とは、課税給与所得金額に応じて算出した税額で、「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の「㊹算出年税額」欄に記載する金額をいいます。</p> </div>
<p>⑭ 配偶者の合計所得 個人年金保険料の金額 旧長期損害保険料の金額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  年末調整をした受給者のみ記載してください。         </div>	<p><b>【配偶者の合計所得】欄</b>          配偶者特別控除の適用を受けた受給者について、配偶者の平成19年中の合計所得金額を記載してください。</p> <p><b>【個人年金保険料の金額】欄</b>          生命保険料の控除額のうち個人年金保険料に係る控除額が含まれる場合には、平成19年中に支払った個人年金保険料の金額を記載してください。</p> <p><b>【旧長期損害保険料の金額】欄</b>          地震保険料の控除額のうち平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」に係る控除額が含まれている場合には、平成19年中に支払った長期損害保険料の金額を記載してください。</p> <p>(注) 「長期損害保険契約等」とは、次のすべてに該当する損害保険契約等をいいます(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます)。          1 保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他一定の契約であること          2 保険期間又は共済期間が10年以上であること          3 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること</p>
<p>⑮ (摘要)</p>	<p>① 年末調整の際、住宅借入金等特別控除の適用を受けた者については、その適用を受けた家屋を居住の用に供した年月日を記載してください。          なお、住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額×××円」と記載してください。(※)          住宅借入金等特別控除可能額の記載がある受給者については、住民税から控除を受けられる場合があります(6ページ【住宅借入金等特別控除の住民税からの控除について】をご覧ください)。          ※ 住宅借入金等特別控除可能額には、「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の「㊹住宅借入金等特別控除額」欄の金額を転記してください。</p> <p>② 社会保険料控除を受けた国民年金保険料等(※)の金額について、「国民年金保険料等の金額×××円」と記載してください。          ※ 国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。</p> <p>③ 年の途中で就職した者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した税額、給与等から控除した社会保険料の金額、(ロ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ハ)他の支払者のもとを退職した年月日を記載してください。</p> <p>④ 賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。</p> <p>⑤ 控除対象配偶者及び扶養親族の名前を記載してください。</p> <p>⑥ 「災害者」欄に○印を付した者については、徴収猶予税額を記載してください。</p> <p>⑦ 租税条約に基づいて課税の免除を受ける者については、「○○条約○○条該当」と赤書きしてください。</p> <p>⑧ 「未成年者」から「外国人」までの各欄は、受給者が該当する事項の各欄にそれぞれ○印を付して表示してください。</p> <p>(注)1 ここでいう未成年者とは、昭和63年1月3日以後に生まれた人をいいます。          2 「寡婦」欄の「特別」とは、寡婦控除の特例を受ける寡婦をいいます。</p>

記入欄名	記載すべき事項
⑮ (摘要) 続き	<p>⑨ 年の途中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した者については「中途就・退職」の該当欄に○印を付し、その年月日を記載してください。</p> <p>⑩ 「受給者生年月日」欄には、受給者の生年月日を記入してください。</p>
⑯ 支払者	給与等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

### 3 その他の注意事項

- 上記 1 提出する必要がある者 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】(2)に掲げる提出範囲は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの者に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。
- 税務署へ提出する「給与所得の源泉徴収票」のうち、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国（22ページ【日本と情報交換の規定を有する国の一覧】参照）に住所（居所）がある者の「給与所得の源泉徴収票」については同じものを2枚提出してください。
- 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、平成20年1月1日現在において給与等の支給を受けているすべての受給者のものを関係市区町村（原則として受給者の平成20年1月1日現在の住所地の市区町村）に提出してください。

なお、平成19年中に退職した者については、平成20年1月31日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（その者に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合、提出を省略することができます。）。

- 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数

税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。

税務署へ提出を要する受給者分		税務署へ提出を要しない受給者分	
① 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）	1枚	① 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）	×
② 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）	1枚	② 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）	1枚
③ 給与支払報告書（市区町村提出用）	2枚	③ 給与支払報告書（市区町村提出用）	2枚
計	4枚	計	3枚

- 「給与所得の源泉徴収票」は、上記 1 提出する必要がある者 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、**平成20年1月31日まで**（年の途中で退職した者の場合は、退職の日以後1か月以内）に受給者に交付しなければなりません。

なお、「すべての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員に必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付するよう留意してください。

（注） 給与所得の源泉徴収票は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、22ページ「給与所得の源泉徴収票・退職所得の源泉徴収票の電子交付について」をご覧ください。

#### 【税源移譲について】

平成19年から、地方分権を進めるため、所得税（国税）から住民税（地方税）への税源移譲が行われています。

#### 【住宅借入金等特別控除の住民税からの控除について】

所得税と住民税とを合わせた税負担が、税源移譲の前後で変わることがないように、平成19年分以降の所得税の額が減少することに伴い、所得税の額から控除できる住宅借入金等特別控除額が減少する方（平成18年12月31日までに入居した方に限ります。）については、お住まいの市区町村長への申告（平成20年3月17日期限）により、当該減少額を翌年度分の住民税から控除することができます。

「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額の記載がある場合は、住民税の控除を受けられることがありますので、詳しくは最寄りの市区町村窓口までお尋ねください。

記載例 1

年末調整を行った一般の受給者の場合



【平成19年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿】

氏名	(フリガナ) コクセイ イチロウ 国税 一郎	整理番号	
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円		
引 額	円		
扶養控除等の申告	申告の有無	控除対象配偶者の有無	控除対象配偶者の氏名
区 分	金額	税 額	
給料・手当等	① 4,920,000 円	③ 89,040 円	
賞 与 等	④ 1,845,000 円	⑥ 97,283 円	
計	⑦ 6,765,000 円	⑧ 186,323 円	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,888,500 円	配偶者の合計所得金額	
社会保険料等申告による社会保険料の控除分	⑩ 819,671 円	個人年金保険料支払額	( 182,000 円)
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑪ 166,200 円	旧長期損害保険料支払額	( 22,000 円)
生命保険料の控除額	⑫ 100,000 円	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額	
地震保険料の控除額	⑬ 50,000 円		
配偶者特別控除額	⑭ 1,140,000 円	⑩のうち国民年金保険料等の金額	
所得控除額の合計額	⑯ 2,275,871 円		
差引課税給与所得金額(⑨-⑯)及び算出年税額	⑰ 2,612,000 円	⑱ 163,700 円	
住宅借入金等特別控除額	⑲ 225,000 円		
年調年税額(⑰-⑲、マイナスの場合は0)	⑳ 0 円		
差引額(過額)又は不足額(㉑-⑧)	㉑ 186,323 円		
超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉒ 7,420 円	
の精算	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉓	
	差引還付する金額(㉑-㉒-㉓)	㉔ 178,903 円	
	同上的 本年中に還付する金額	㉕ 178,903 円	
	うち 翌年において還付する金額	㉖	
不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉗	
の精算	翌年に繰り越して徴収する金額	㉘	

(注)

- この記載例は、年末調整を行った受給者で、〇〇産業株式会社以外からは年末調整の対象となる給与等の支払を受けておらず、年末調整において、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料の金額がある者の例です。
- この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「平成19年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を転記します。

(5) 社会保険料等控除額 (⑩+⑪+⑫)  
819,671 円 + 166,200 円 + 0 円 = 985,871 円

上に示した源泉徴収簿の ( ) 付き数字の欄の金額等を源泉徴収票の同番号の欄に転記してください。

【平成19年分給与所得の源泉徴収票 (給与支払報告書)】

平成19年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所	氏名 (フリガナ) コクセイ イチロウ 国税 一郎 総務係長							
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
給料・賞与	6,765,000 円	4,888,500 円	2,275,871 円	0 円					
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料	地震保険料	住宅借入金等特別控除額		
○		1		985,871 円	100,000 円	50,000 円	163,700 円		
(概要)住宅借入金等特別控除可能額	225,000 円	国民年金保険料等の金額	166,200 円	配偶者の合計所得					
				個人年金保険料の金額	182,000 円				
				旧長期損害保険料の金額	22,000 円				
妻・美智子	子・彩未	居住開始	H14.10.6	中途就・退職 就職退職年月日 明 大 昭 平 年 月 日					
支払者	住所(居所)又は所在地	〇〇産業株式会社 (電話) 03-XXXX-XXXX							

⑫欄：⑬欄<⑲欄  
住宅借入金等特別控除額が算出年税額よりも多い場合は、算出年税額を限度に記載します。  
なお、この場合には住宅借入金等特別控除額(源泉徴収簿⑲欄)を摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に転記する必要があります。

記載例 2

就職前に他の支払者から受けた給与等を通算して年末調整を行った受給者の場合

【平成19年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿】

氏名	(フリガナ) コクゼイ タダシ 国税 正 (生年月日) 明大 43年 10月 19日	整理番号	
引額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円	
円	同上の税額につき還付又は徴収した月区分	円	
扶養控除等の申告	申告の有無 控除対象配偶者 一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親等 障害者等 (該当するものを○で囲んでください。本人・配・扶(人)・特別障害者・配偶・扶(人)・寡・婦・特別の寡婦・寡夫・勤労学生)	円	
区	分	金額	税額
給料・手当等	①	4,560,000 円	③ 130,680 円
賞与等	④	1,710,000 円	⑥ 133,593 円
計	⑦	6,270,000 円	⑧ 264,273 円
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,474,400 円	配偶者の合計所得金額
社会保険料等申告による社会保険料の控除分	⑩	759,697 円	( 円)
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑪	( 円)	個人年金保険料支払額
生命保険料の控除額	⑫	( 円)	( 182,000 円)
地震保険料の控除額	⑬	100,000 円	旧長期損害保険料支払額
配偶者特別控除額	⑭	( 円)	( 円)
所得控除額の合計額	⑮	1,239,697 円	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額
差引課税給与所得金額(⑨-⑮)及び算出年税額	⑯	3,234,000 円	⑪のうち国民年金保険料等の金額
住宅借入金等特別控除額	⑰	( 円)	( 円)
年調年税額(⑯-⑰、マイナスの場合は0)	⑱	225,900 円	( 円)
差引(超過額)又は不足額(⑱-⑧)	⑲	38,373 円	( 円)
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	⑳	10,890 円
不足額の精算	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉑	( 円)
	差引還付する金額(㉑-㉒-㉓)	㉒	27,483 円
	同上的 本年中に還付する金額	㉓	27,483 円
	うち 翌年において還付する金額	㉔	( 円)
	本年最後の給与から徴収する金額	㉕	( 円)
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉖	( 円)

- (注) 1 この記載例は、平成19年7月1日に就職した者で、その就職前に勤めていた株式会社神戸商店からの給与等を通算して年末調整を行ったものの例です。  
株式会社神戸商店が退職時に発行した源泉徴収票を基に次の金額を含めて年末調整をしています。
- ① 支払金額 3,040,000 円
  - ② 源泉徴収税額 118,831 円
  - ③ 社会保険料控除額 367,720 円
- 2 この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「平成19年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を転記します。

(3) 社会保険料等控除額 (⑩+⑪+⑫)  
759,697 円 + 0 円 + 0 円 = 759,697 円

上に示した源泉徴収簿の ( ) 付き数字の欄の金額等を源泉徴収票の同番号の欄に転記してください。

【平成19年分給与所得の源泉徴収票 (給与支払報告書)】

支払を受ける者	住所又は居所 東京都中野区中野4-×-××	氏名 (フリガナ) コクゼイ タダシ (役職名) 営業課長 国税 正	(受給者番号)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	6,270,000 円	4,474,400 円	1,239,697 円
源泉徴収税額			225,900 円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有無	円	人	人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
759,697 円	100,000 円	( 円)	( 円)
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額	円	国民年金保険料等の金額	円
0 円	0 円	配偶者の合計所得	円
株式会社神戸商店	平成19年6月30日退職	個人年金保険料の金額	円
支払金額 3,040,000 円	徴収税額 118,831 円	社会保険料 367,720 円	旧長期損害保険料の金額
182,000 円	( 円)	( 円)	( 円)
未成者	乙 本人が障害者その他	専 一般	寡 特別
勤 労働学生	死 死亡退職	災 災害者	外 外国人
中 中途就・退職	就 就職	退 退職	年 年
19 7 1	19 7 1	明 大 昭 平	年 月 日
○	○	○	43 10 19
住所(居所)又は所在地	東京都千代田区大手町1-1-3		
支払者名称	〇〇産業株式会社 (電話) 03-XXXX-XXXX		

- 摘要欄に次の事項を記載してください。
- ・他の支払者の所在地、名称等
  - ・他の支払者のもとを退職した年月日
  - ・他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した税額、給与等から控除した社会保険料の金額

